

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを利用した海上貨物の到着即時
輸入申告扱いについて（平成 15 年 8 月 22 日財関第 889 号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>海上貨物の通関手続の一層の迅速化を図るため、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）<u>第 67 条の 2 第 2 項</u>ただし書及び関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号。以下「令」という。）第 59 条の 4 第 1 項第 3 号の規定の適用を受ける海上貨物の取扱いについては、「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号。以下「通達」という。）の規定によるほか、下記のとおり取り扱うこととし、平成 15 年 9 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知されたい。</p> <p>記</p> <p>1. ~ 3. (省略)</p>	<p>海上貨物の通關手續の一層の迅速化を図るため、關稅法（昭和 29 年法律第 61 号）<u>第 67 条の 2 第 1 項</u>ただし書及び關稅法施行令（昭和 29 年政令第 150 号。以下「令」という。）第 59 条の 4 第 1 項第 3 号の規定の適用を受ける海上貨物の取扱いについては、「輸出入・港灣關連情報処理システムを使用して行う稅關關連業務の取扱いについて」（平成 22 年 2 月 12 日財關第 142 号。以下「通達」という。）の規定によるほか、下記のとおり取り扱うこととし、平成 15 年 9 月 1 日から實施することとしたので、了知の上、貴關職員及び關係者に周知されたい。</p> <p>記</p> <p>1. ~ 3. (同左)</p>